

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

職員の特種勤務手当のうち防疫作業手当について、新型コロナウイルス感染症に係る特例を設けるため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（防疫作業手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の病原体に汚染され、又は汚染されたおそれがある施設のうち市規則で定めるものの内部又はこれに準ずる区域として市規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市規則で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表第2項の規定は適用しない。
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これに準ずる作業として市規則で定めるものに従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日立市職

員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。